

Title	新マーカンチリズム：仏蘭西資本主義起源考
Sub Title	
Author	下田, 博
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1933
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.27, No.10 (1933. 10) ,p.1513(121)- 1558(166)
JaLC DOI	10.14991/001.19331001-0121
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19331001-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ペリクレス時代以後に於ける希臘の社會不安

1110 (1511)

も滅絶せしめたり。(Livy, xxv. 12-35; Pausan., vii. 50)。

アトリアの將軍ネロパス(Neroas)は、紀元前二百〇四年、アトリアの憲法改正に着手し、債務を抹削せんとせるも、富者の反對の爲めに敗れ、アレクサンドリアに亡命せり。父祖の親羅馬政策を繼承せるベルガモン王エウメネス(Eumenes)は羅馬の富裕なる味方を虐殺するが爲めにテッサリアの債務者を利用せんとせるものとしてマケドニア最後の王ペルセウス(Perseus)を元老院に告訴せり。(Tacit., op. cit., p. 106)。

紀元前第三世紀の初めに於いて顯著なる進歩を遂げたる希臘は、半ば經濟生活の中心が東方に移れるが爲めに、半ば各市邦内に於ける社會的紛擾の結果として、此の世紀の終末及び次世紀に於いては次第に活氣を失ひ、衰弱の度を加へつゝありしなり。而して斯くの如き社會的擾亂より免れ得たるものは獨り雅典ありしのみ。而も彼れ等の帝國は空しく昔日の夢と化して、今や羅馬の世界的帝國化は着々として其の歩を進めんとしつゝあるなり。

新マーカンチリズム

——佛蘭西資本主義起源考——

下田博

中世末期、近世初期の最大現象は、人格上の隷従關係及び支配關係に基礎を置く土地所有の権力と、貨幣の非人格的権力との對立に在る。「領主なき土地はなく」(Nulle terre sans seigneur)、「金錢に主人なし」(L'argent n'a pas de maître)。佛蘭西に於ける此の二つの諺は、即ち、彼上の對立を明瞭に表現して餘蘊なし。(1)併し乍ら、土地財産に倚據せる封建領主の勢力と、貨幣財産に依頼する新興市民の勢力との對立、鬭争及び後者に依る前者の破壊は、各國に於いて必ずしも同様に行はれたとは云ひ難い。少くとも、英佛兩國を採つて觀るに、吾々は其處に可成の差違を發見するのである。

(1) カール・マルクス、資本論、高島素之譯、第一卷第一册、第一一七頁、註一參照。

所謂「市民的封建制度」(Feodalité bourgeoise)が「貴族的封建制度」(Feodalité noble)の傍に確立せられ、(2)次第に後者に取つて替はり、而して其の經濟生活の法的規制者として廣大な地域の上に建設せられたる大國家——集

權的民族國家——を要求し、⁽³⁾斯くて封建國家より近代國家への革命を見るに至れる時、英國に於いては國王勢力の比較的強固な封建制度の樹立せられて居つたために、⁽⁴⁾早くより、封建諸侯の勢力を掣肘し、内亂の戦禍を免れしめ、國民的統一の完成を容易ならしめたのである。⁽⁵⁾英國封建制度の此の特質は、國王と相互依存の關係に在る市民階級の成育に取次ぎに好き温床であつたと云はねばならぬ。然も、初め王權の庇護に依り興隆を來せる市民の手に富が蓄積せられ、彼等の勢力の増大を來し、從つて政治的支配勢力としての地位を要求するに至れる時、かの「光輝赫々たる革命」は、オレンヂ公ウヰリアム三世と共に、また地主的並びに資本家的貨殖家をも、支配者たる地位に即かしめた。⁽⁶⁾專制王權は撤廢せられ、議會は資本家階級の直接支配下に置かるゝに至つた。産業及び労働組織に對する國家監督は除去せられた。賃銀決定、徒弟制度及び工場主の労働者雇傭義務に關する法規は愈々廢滅した。⁽⁷⁾斯くて資本家階級の私利追及の自由は保障せられた。而して就中長く英國が依據す可き商業政策が商人ブルジョワに依つて確立せられ、彼等に依る資本蓄積は應て産業革命の到來を必然にして必要ならしめたのである。勿論、近世初期に於ける英國海外商業の發展、商人ブルジョワに依る資本蓄積の陰に、血と火の文字を以て人類の記録に書き込まれた農民の土地收奪の歴史⁽⁸⁾あるを看過してはならぬ。蓋し、要するに、資本關係を造り出す所の行程は、労働者を労働條件から分離せしめる所の行程以外の何ものでもあり得ないのであり、⁽⁹⁾英國商業資本蓄積行程は、即ち、生産者を生産機關より分離せしめる歴史的の行程に外ならぬからである。併し、英國資本家階級自身の發展に關する限り、其れは極めて自然的發展を遂げたと云つて差支ない。否な寧ろ「イギリスのブルジョアは、己れ自身の利益のために行動することを毫も誤らなかつた」⁽¹⁰⁾と云ふ方が適當であらう。佛蘭西の場合は如何。

(2) René Gonnard, Histoire des Doctrines Économiques, De Platon à Quénay, 1924, p. 96. 茲に所謂「市民的封建制度」

とはブルジョワ的地方分權、「貴族的封建制度」とは封建領主の領域的地方分權即ち本來の封建制度を指す。尙、拙稿、フイジオクライト以前の重農思想、本誌、第二十七卷第四號、昭和八年四月號、第九八頁參照。

- (3) 加田哲二、近代唯物的社會觀の發展、第四五頁—第四六頁。
- (4) 野村兼太郎、イギリス經濟史、經濟學全集、改造社版、第二十九卷、第五五頁—第五六頁。
- (5) 野村兼太郎、英國資本主義成立史、第九八頁—第一〇〇頁。
- (6) マルクス、資本論、高島譯、第一卷第二册、第七一八頁。
- (7) Henri See, Évolution et Révolutions, les Révolutions Anglaises du XVII^e siècle, la Révolution Américaine, la Révolution Française, les Révolutions du XIX^e siècle, la Révolution Russe, 1929, pp. 63-64.
- (8) マルクス、資本論、高島譯、第一卷第二册、第七一〇頁。
- (9) 同上、第七〇九頁。
- (10) 同上、第七一八頁。

英國封建制度が集權的なるに反し、佛蘭西封建制度は分權的であつた。各領主は其の領地に君臨し、新興各都市は一國として自治した。各都市乃至各領地の住民は互に異國人と看做され、其の商品移入の權利を持つには特別の許可を要した。都市及び領主は彼等の間で媾和乃至通商條約を締結した。各領地、各都市は自己の法廷、財政、軍隊、關稅及び完全な政治を有したけれども此の政治は其の領地乃至都市の内部に限り行はれた。故に全國に共通な政治なく、⁽¹¹⁾國民なく、否な國家だに存せざるものであつた。⁽¹²⁾だが、無論、其れは「封建的無政府」と呼ばるべきものではない。唯統一的な一般的政府が無い迄である。分散的政府は存した。然も頗る鞏固に確立せられて居つた。即ち、其れは、諸小都市に分離して生活せる、古代希臘の組織に類似せるものであつた。⁽¹³⁾元來封建が郡縣に對

する言葉であり、有勢なる主権者が天下を統一し、其の子弟又は功臣を各地に分封して、國を建つると云ふ義(14)である、詳言すれば、人的關係に於いても土地關係に於いても、上一對の對偶關係に基き、然も此の關係は下層に向ふに従つて分化して其の數を増し、全體として見る時は所謂ピラミッド的構造を成すが、然も、此の際、臣從の義務が個々の對偶に於いてのみ要求せられ、陪臣たるものは自己の領主に對してのみ之を負ふも最高の領主たる王に對しては之を負はぬ—即ち原則として臣下の割據獨立が承認せらるゝ場合が政治的構造としての封建制度の理想典型である(15)ことよりすれば、佛蘭西封建制度は、誠に典型的に且つ頗る鞏固に確立せられて居つたと云ひ得る。(16)従つて、其れ丈に、都市ブルジョワと國王との締盟に依る、封建貴族の抑壓—大體歴史的共通現象である—は佛蘭西に於いて著しく激烈に行はれざるを得なかつた。路易十四世登極當時に於いて尙、政權が暫く女皇オーストリヤのアン(Anne)の手に委ねられたる時に當り、史上に名高き貴族的フロンド(Fronde)黨の叛亂を見た事は、如何に貴族の反抗が根強く且つ頑強であり、對内的國家統一が困難であつたかを物語るものであらう。佛蘭西近代國家建設と同時に又國民經濟建設が實に極端に行はれた、否な行はれねばならなかつた所以は即ち茲に在る。而してマーカンチリズムは近代國家建設と同時に又國民經濟建設の爲の理論及び政策である。(17)だが、更に、「マーカンチリズムの國民的性質といふことは、その代辯者たちの口舌の上のみ止まるものではない。彼等は國民の富と國家の資源とを増進せしめると云ふ口實の下に、實際のところ資本家階級の利益と富の蓄積一般とを國家の終局目的なりとし、舊來の超世的國家に對してブルジョアの社會の確立を宣揚した。が、同時にまた、彼等は、資本及び資本家階級の利益の増進が、資本制生産の發達が、近世社會に於ける國民的權力及び國民的優越の基礎となつたとをも意識してゐたのである。」(18)

(14) 之に反し、英國に於いては各領土又は封土に於ける法律ではなく、英國全體の共通の法律が存在してゐたのみである。(野村兼太郎、イギリス經濟史、前掲經濟學全集、第五五頁)。

(15) Charles Seignobos, *History of Medieval and of Modern Civilization, to the end of the seventeenth century*, Translation edited by James Alton James, 1907, p. 211.

(16) *Ibid.*, note 1.

(17) 瀧本誠一、増補新版日本經濟史、第一五頁。

(18) 矢口孝次郎、英國封建制度の成立過程、社會經濟史學、第三卷第三號、昭和八年六月號、第一七頁。及び Ernst Tarbouniech, *Essai sur la propriété*, 1904, p. 303 以下參照。

(16) 佛蘭西封建制度が何故に鞏固に確立せられたかに就いては、前掲拙稿、第九七頁、註一九參照。

(17) Gustav Schmoller, *Das Merkantilssystem in seiner historischen Bedeutung*, Jahrbuch f. Gesetzgebung, Verwaltung, u. Volkswirtschaft, 1884, Bd. VIII, S. 43-44.

(18) マルクス、資本論、高島譯、第三卷下、第三二五頁。

即ち、マーカンチリズムと近代資本主義とは其の期を一にして發生したものであり、之を別個に考へ得ないのである。従つて、佛蘭西マーカンチリズムが、其の極端な近代國家及び國民經濟の建設に照應し、殊に其の國家後見及び干渉政策、オンケンの所謂國家的福利警察に於いて、亦何處にも無い程顯著なる發展(19)を示したことは、同時に、佛蘭西の商業、高利貸附資本主義即ち所謂初期資本主義が其の形成發達の大半を極度に「國家の創意及び助成」(20)に負へるを意味するものである。勿論、此の事は、程度の差こそあれ、英國に就いても亦云ひ得る事である。否な廣く一般に初期資本主義は初め其の形成をマーカンチリズム保護政策に負へるものである。併し乍ら、英

國の資本家階級が其の經濟的成熟と共に早く、嘗て彼等を育みしマーカンチリズムの舊殻を蟬脱して自由の大道に躍り出でたるに反し、佛蘭西の場合長くマーカンチリズムの支配下に置かれねばならなかつた點に兩者の顯著なる相違がある。之は、勿論、一面、佛蘭西の地理的自然的環境、即ち、島國英國と異り、外敵の脅威あり、殊に、マーカンチリズムの國際的嫉妬の原理(20)に立脚せる當時の國際的對立の眞唯中に置かれたことにも由るであらうが、併し、就中、佛蘭西封建制度の特性に由來すると考ふ可きであらう。即ち、敍上の如き、佛蘭西封建制度の極度の分権性、其の對内的國家統一の至難は、それ自身ブルジョアの發展の一產物たる王權(22)をして、當然、一方封建的地方的諸團體に對する政治的自由の極度の抑壓と同時に他方個人即ち新興ブルジョワの經濟的自由の極端なる促進と向つて長く拍車を加ふるの手を緩め得ざらしめたと考へられる。此の事が佛蘭西資本主義の形成を如何に彩つたか。其の發達に如何なる影響を及ぼしたか。其れは、窮極に於いて、茲に所謂新マーカンチリズム(Neo-mercantilisme)を産むる至るが、此の新マーカンチリズムの出現が又如何に佛蘭西資本主義の成立に反作用を及ぼしたか。即ち兩者の關係を検討し以て其處に佛蘭西資本主義成立過程の特異性を發見せんとするのが本稿の目的である。其れは佛蘭西資本主義成立史研究の糸口を見出し同時に今後の問題の所在を示さんが爲の試に外ならな

(21) Oncken, Geschichte der Nationalökonomie, 1902, s. 151.

(20) Henri Sée, Modern Capitalism, Its Origin and Evolution, Translated by Homer B. Vanderblue and Georges F. Doriot, 1928, pp. 15-16.

(21) René Gonnard, Op. cit., p. 90.

(22) マルクス、資本論、高島譯、第一卷第二册、第七二二頁。

二

政治的構造として見るとき、佛蘭西封建制度が理想典型であることは上述した。此の方面より見れば、メイトランドの云ふ如く、英國封建制度は本來の封建化の過程に或る制限が加へられたものであることが認められる。(23)併し乍ら、之は飽く迄も封建制度の政治形態、封建的上部構造の觀察に基く場合である。其の依存する下部構造、莊園制度を形成するものが一の土地經濟に在る點は大差がない。(24)即ち、封建社會は土地所有に基く隷屬社會である。其れは土地を基本とし、農業を生産の中心として立てる社會である。奴隸より自由なる農奴制に基き保護、納貢の關係に在る領主對領民の關係より成立する。而して社會的労働の中樞乃至直接的生産者たる農民殊に農奴は保護される代はりに時に奴隸以上搾取の對象となつた。先づ、正常の賦役に、運搬と耕作の二種あり、(25)更に後者に附屬して領主の家屋敷の修繕維持の義務労働あり、(26)其他水車賦役(corvées de moulin)もあつた。(27)無論、原則として、領主の許可無き領地の脱出は嚴禁せられ、斯かる場合領主は追求權を行使し得た。(28)加之、專斷の賦役は専ら農奴に課せられた。併し乍ら、次第に、敍上の賦役は習慣に依り一定せられ、其の行はるべき日數も決定せらるゝに至つたのである。(29)即ち、彼等は領地に労働力を提供する以外の日は、其の占有地で、自己の爲に、自己の計算に於いて労働し、其の成果を自己の物として收め得た。故に、彼等が領主の爲にする「徭役労働は、斯くして固定したものととなり、習慣法又は成文律を以つて法律的に調節された一の不變量となつてゐる。然るに、直接的生産者自身の支配に屬する殘餘の週日數に於ける生産力は、彼れの經驗が進むにつれて、彼れの心の内に新たなる諸欲望が生じ、彼れの生産物の市場が擴大され、彼れにこの労働力部分を確保せしむる保證が大となり、此等の諸事情が彼れの労働力の緊張を高めしめる刺戟となるにつれて、發展せねばならぬ一の可變量である。これ

については、斯かる労働力の利用は決して農業にのみ局限せられるものではなく、農村的家内工業をも包含するものなることを忘れてはならぬ。斯くして、或る一定の経済的發達……の可能が、この場合、與へられることになる」。

(23) F. W. Maitland, *The Constitutional History of England*, 1913, pp. 161-164.

(24) 併し、嚴密に云へば、此の方面に於いて最も典型的なるは英國である。全國土悉くが封建化されてゐる。(F. W. Maitland, *Op. cit.*, p. 156.) 佛蘭西に於いては、「獨立の地主、自由地(Alleux)の所有者は、大半消滅して、封建社會組織に組入れられ若くは下層の地位に没落した」(Henri See, *Esquisse d'une Histoire Economique et Sociale de la France, depuis les origines jusqu'à la guerre mondiale*, 1929, p. 36.) が故に、「佛國に於ては原來 Allodium なる絶對の私有地あつて、各々豪族の占據する所となりしも此等の土地は中世紀より段々に Feud 即ち封土と變じつゝありたるに拘らず、尙大部分は其儘個人の所有となつて居つて、全國一般に封建の組織に依つて支配されたものではないか」(Henri See, *Op. cit.*, p. 37.) 事より、土地封建化の徹底が英國程でなかつたとは云へやう。

(25) Henri See, *Op. cit.*, p. 59.

(26) *Ibid.*

(27) *Ibid.*

(28) *Ibid.*, pp. 43-44. 併し、或る地方、例へばブルゴニエ(Bourgogne)に於ては、農奴は移住を許された。が、其の際には、彼の全財産を遺棄して行かねばならぬ。所謂農奴財産否認權(Droit de déshérence)なるもの。(*Ibid.*, p. 44.)

(29) *Ibid.*, p. 59.

(30) マルクス、資本論、高島譯、第三卷下、第三三三頁。

即ち、封建的社會裡に於ける、農業労働生産力の發展は、斯くて、必然に、労働地代を物納地代に轉化せしめる。蓋し、農業労働生産力の發展と共に、農奴が自己の爲にする農業労働の成果が、其の農業労働生産物が、固定的となれる労働地代よりも遙に重要意義を有するに至り、従つて領主としても此のより發展せる生産力を持つ農奴の労働を、徭役労働に依り遮斷するは搾取者として策の賢明を得たものではない。寧ろ今や生産物の形で取る方が遙に有利なるが故である。而して、此の物納地代に於いては、「直接的生産者は多かれ少なかれ、自己の全労働時間の利用を意の儘に處理する。……生産者自身のためになされる労働と、土地所有者のためになされる労働とは、もはや時間的及び空間的に劃然とは區分されない。……それは更らに、農村的の家内工業と農業との合一を前提する。地代を成す餘剰生産物は、この合一した農工的家族労働の生産物である。……この地代形態に於いては、餘剰労働を代表するところの、地代たる生産物は決して農家の超過労働の全部を吸収せねばならぬといふことはない。寧ろ、労働地代の場合に比較すれば、生産者自身のための超過労働——その生産物は、彼れの必須的諸欲望を充たす生産物部分と同様に、彼れ自身の所有に歸する——の時間を獲せしめるのヨリ大きな餘地が與へられる。」(31) 斯くて農業の發展は一入容易化される。同時に、次第に、農業と結合せる家内工業は獨立の手工業に發展する。而して農業及び手工業の一段の發展は必然に交易の必要を喚起する。商業の發達は手工業をして註文生産より商品生産へと躍進せしむると同時に兩者相俟つて都市經濟の勃興及び貨幣經濟の發展を來す。其れは領主の貨幣需要を激烈ならしめる。茲に物納地代は徐々に金納地代へ轉化されると同時に、愈々、社會的重心は、土地の上より、貨幣の上へ轉じ去る。貨幣の形で富を所持する就中商人階級の領主に對する頡頑の力は著しく強まつて行く。次に來る問題は當然先づ佛

蘭西商業の發展でなければならぬ。

(31) マルクス、資本論、高島譯、第三卷下、第三三四頁。

三

先づ中世初期の商業活動を觀るに、其れは極度に緩慢であつた。古代海上貿易の名残を留めて居つたのは僅に南方のみである。ナルボンヌ(Narbonne)及びマルセイユ(Marseille)がバルセロン(Barcelona)、ピサ(Pise)及びアマルフィ(Anafi)と通商して居つた位である。然も、大商業、即ち奢侈品及び貴金屬商業に携つて居つたのは就中猶太人であり、微利貸附を行つて居つたのも亦彼等であつた。領主は彼等を通行税及び諸税の徵稅請負に利用し、たが、中世初期に於いては彼等は本質的には商人であつた。彼等は富を蓄へた、併し彼等の存在は常に一時的であつた。(32) 猶太人に次で伊太利人殊にロムバード人の活躍を見得る。彼等は就中領主の金融乃至徵稅請負をなし、猶太人が佛蘭西を追はるゝに及んで大商業にも従事した。併し其れは第十四世紀以後である。(33)

(32) Henri See, Esquisse, etc., p. 91.

(33) Ibid., p. 105.

併し總て莊園内の手工業及び農業の發展に依る餘剰生産物の發生は必然に商業を旺盛ならしめ、常設的ではないが、定期的商業が、市場(Marché)に依り行はるゝに至つた。市場は概して、一週一回、ロアール河、セイヌ河の流域の如き、交通至便の土地に開設され、其の土地の領主の支配と保護とを受けた。だが、勿論、第十二世紀頃迄、佛蘭西に純粹の商人階級は存せず、市場に農産物を賣る者は農民及び領主の差配であつた。手工業にしても商人を兼ねた手工業者に依る註文生産であつた。唯僅に奢侈品商業に特殊階級を見たに過ぎぬ。併し、漸次、常設的商業が

行はれ、商人就中卸麥商(Batier)、小間物商(Mercier)及び取次販賣商(Regentier)が店舗を構ふるに至り、(34) 茲に都市の形成を見るや、領主の干渉を無用視するに及んで、彼等は對抗上ハンス(Hanse 即ちギルドに當る)なる組合を組織した。此の商人同業組合こそ實に第十二、三世紀頃顯著となる都市自由の濫觴である。商人同業組合に遅れて、都市に流入せる手工業者も亦手工同業組合(Corporation)を形成し、(35) 茲に兩者相俟つて都市の獨立、自治を高唱した。而して所謂「自治體運動」(Mouvement communal)が激烈に行はれたのは就中佛蘭西北部であり、(36) 幾多の血腥き對領主争鬪の後に、次第に自由の特許狀を得るに至つた。同時に就中羅紗商人(Drapier)及び毛織商人(Lainier)等は手工業者に原料を提供し、彼等を統制するに至り、商業資本家として遠隔の市場を目當に活躍するに至つた。

(34) Paul Huvelin, Essai sur le droit des marchés et des foires, 1897, p. 189. 以下。

(35) 第十二世紀以前には手工同業組合は明確に區別し得ず、其の發展せるは第十三世紀である。(See, Esquisse, etc., p. 108.)

(36) Henri See, Esquisse, etc., p. 93.

既に、十字軍時代、マルセイユを始め地中海沿岸諸港は東方諸港(Levant)と活潑な通商を行ひ、其處に商館及び倉庫の建設を見た。(37) 即ち、マルセイユより伊太利へ羊毛、東洋諸港へ葡萄酒、香油、菘藍を輸出し、彼等より絹布、砂糖、皮革を輸入せるを始め、その他ラングドック(Languedoc)、ナルボンヌ及び殊にモンペリエ(Montpellier)の活躍を見た。大西洋沿岸諸港の商業活動は當時未だ不振であつた。併し、バイヨン(Bayonne)が就中西班牙と通商を始め、(38) ボルドオ(Bordeaux)が葡萄酒及び小麦の輸出港として蘇格蘭、フランドル、獨逸及び殊に英國と親

密な貿易關係を結び、(39) ラ・ロッシュェル(La Rochelle)が又オウニイ(Aunis)及びポアトウ(Poitou)方面に活躍せるの外、更に、鹽、麻織及び葡萄酒の輸出港として、西班牙、獨逸及び英國と通商せるナント(Nantes)の活躍をも見得る。(40) 而して、ノルマン諸港の中に於いても、バルフルウル(Barfleur)、オンフルウル(Honfleur)及び英國、フランス、獨逸、北方諸國への葡萄酒輸出を獨占せるルウアン(Rouen)。(41) 更に又對英國貿易に依り富めるデイエップ(Dieppe)及びピカルデー(Picardie)諸港の活躍は可成に目覺しいものであつた。吾々は、斯くて、第十二三世紀頃先づ外國貿易業者に依る資本蓄積を見得るのである。

(37) G. Fagniez, Documents relatifs à l'histoire du commerce et de l'industrie, 1899-1900, t. I, p. 176.

(38) J. de Croizier, Histoire du port de Bayonne, 1905. 參照。

(39) F. Michel, Histoire du commerce et de la navigation à Bordeaux, 1867-1870, t. I. 參照。

(40) P. Boissonnade, La renaissance et l'essor de la vie maritime en Poitou, Aunis et Saintonge, du Xe au XVe siècle (Revue d'histoire économique, 1924.) 參照。

(41) E. de Freville, Mémoire sur le commerce maritime de Rouen, 1857, t. I. 參照。

海外商業に比すれば國內商業の發達は貧弱であつた。殊に陸路は安全を缺き、道路も亦極く不完全であつた。故に國內商業に重要な役割を演じたのは河川である。蓋し安全、便利且つ費用低廉の故であつたらうが、併し通行税は夥多であり、(ロアール河に七十四、ガロンヌ河に七十)且つ領主は凡ゆる搾取を忘れなかつた。併し纏て大道が開かれ、(例へば、ローヌ河流域の大道、モン・セニイ(Mont-Cenis)を経て伊太利へ通ずる路、フランドル及び獨逸への大道、及び、南方への通路として、トゥル(Tours)及びポアチエ(Poitiers)經由のポルドオの路、リモオジユ

(Limoges)經由のトゥルウズ(Toulouse)の路、ネベル(Nevers)、クレルモン(Clermont)及びル・プユイ(Le Puy)經由の下ランゲドック(Bas-Languedoc)の路等)茲に陸上貿易の發展、(42) 殊に定期市(Foire)の隆盛を見るに至つた。(例へば、巴里のサン・ラドレ(Saint-Ladre)、サン・ジェルマン・デ・プレ(St-Germain-des-Près)及びレンデイ(Lendit)の定期市、ノルマンデイのルウアン、カアエン(Caen)及びギブレイ(Guibray)の定期市、ランゲドックのプエイ・アン・ヴェレイ(Puy-en-Velay)、トゥルウズ、カルカソン(Carcassonne)及びボオケイル(Beaucaire)の定期市等)而して既に第十三世紀にはランゲドックのボオケイルの定期市及び殊にシャンパニュのトロイ(Troyes)、プロヴァン(Provins)及びバル・スウル・オウベ(Bar-sur-Aube)の定期市は實に國際貿易上重要な役割を演ずるに至つた。就中、シャンパニュの各都市に於いては、定期市は一定の場所のみならず、都市全體に亘つて開かれ、四十八日間も續き、最初の九日は準備、次の十日は羅紗、絹布、綿布の市、次が皮革類の市、最後が牛馬、家畜の市に充てられるの盛況であつた。而して、兩換商は單に貨幣の兩替のみならず、銀行業務をも行つた。(43) 即ち今や「定期市に於いては、商品も又金銀も消費の對象ではなく、資本たるに至つた。」(44) 而して定期市に於ける商品取引及び殊に金融取引に依る資本蓄積は、纏て銀行の發生を促すに及んで、佛蘭西資本主義成立史上又看過し得ぬものとなる。

(42) Henri Sée, Esquisse, etc, pp. 98-99.

(43) Ibid, pp. 100-101.

(44) Ibid, p. 104.

資本の勢力に壓倒され、凋落を啣てる領主、僧侶及び農民は必然に借金を餘儀なくされた。當時の利率は二割乃

至二割五分は稀であり、屢々五割乃至六割の高き上つた。(45) 茲に又吾々は金融業者に依る高利貸附資本の蓄積を見得る。斯くて、商業就中海上貿易と高利貸附業とに依つて形成された貨幣資本に依る新興勢力の土地財産に頼れる封建勢力への浸蝕、所謂前期資本主義の成立の機運は漸く強くなるとしつゝあつたが、更に此の傾向に拍車を加へたのは第十四世紀以來王權の復興と其の都市ブルジョワとの締盟である。

(45) Henri See, *Esquisse*, etc., p. 103.

四

佛蘭西王權の復興は夙に第十四世紀に始る。(46) 復興せる王權は貴族の反抗勢力抑壓の爲の鬭争的利害より、地主的貴族に獨立と鬭争の手段を與ふる農業よりも、新興都市を富ますべき商工業の助成を好んだ。(47) 斯くて王權は、内、道路、橋梁、河航の改善に努め、一三一五年以來セイヌ河航行の自由を宣言すると共に又、航海に就いては、海軍裁判所の創設、外國海賊の驅逐及び自國海賊への私掠免狀(Lettre de Marque)附與をなした。而して、シヤール四世の御代、一三二七年英國と通商條約を締結せるを始め、次でカステイユ(Castille)、レオン(Léon)、アラゴン(Aragon)、シシリイ(Sicile)の諸王侯及び埃及の回教君主とも條約を締結し、更にシヤール六世の御代、一四〇三年にはモンゴオル王、タメルラン(Tamerlan)とも條約締結して、商人に對する一般的保護を保障した。東方諸港(Levant)及び就中アレキサンドリヤ(Alexandrie)に佛蘭西領事館の設立を見たのも此の頃の事である。(48)

(46) Charles Seignobos, *Op. cit.*, p. 213.

(47) J.-E. Horn, *L'Économie Politique avant les Physiocrates*, 1867, p. 139.

(48) H. Pigeonneau, *Histoire du commerce de la France, 1885-1889*, t. I, p. 281.

第十四世紀以來、東方諸港との通商は依然繁榮して居つた。併し、地中海沿岸諸港の活躍に比し、大西洋沿岸諸港就中ポルドオ及びブルワンが漸次に重要な役割を演じ始め、殊にラ・ロッシェルの鹽(49)及び葡萄酒商業(一三二六年より一三三〇年迄同港の葡萄酒輸出高は十五萬噸に達した)は顯著な發展を示した。(50) 然も當時大商業にして外國人就中伊太利人に依り行はるゝもの尠くなつたが、漸く強くなれる國民的意識は之を佛蘭西人就中大卸商乃至小間物商の手に移すに至つた。殊に、小間物商が當時商業界に支配的勢力を振つて居つた事は「大小間物商」(“Roi des marchands”)の特權に關する當時の法令の示す所である。(51) 彼等は伊太利に倣つて會社を組織した。而して當時既に合資會社の出現を見るに至つたのである。

(49) H. Hausser, *Le sel dans l'histoire* (Revue économique internationale, août 1927)

(50) G. Fagniez, *Op. cit.*, t. II, Introduction.

(51) A. Bourgeois, *Les métiers de Blois, 1892*, t. I, p. 155.

斯くて、第十四世紀以來、佛蘭西商業活動は、王權の保護と、就中小間物商人の活躍とに依り、顯著な發展を示しつゝあつた。が、王權の不斷に増大せる野心は封建的領主戦以上長期且つ廣範圍に亘る大戦を屢々惹起し、之に依る經濟的發展の阻害は甚大であつた。就中百年戦争の戦禍は著大であり、單に農村に於ける有名なジャックリイ一揆勃發の直接動因たりしのみならず、亦マルセル(Marcel)を首領とする巴里市民の叛亂をも誘致した。(52) 併し、同時に、吾々は、戦後、領主の所得が激減し、又大半の小教區に最早や十人の戸主すら存せず、副僧正管區に僅か二千の住民さへ居らず、斯くて大半の教區の教會が廢滅し、僧侶の所得も亦激減した事こそを見落してはならぬ。

(53) 其れは地方的自由、市民的勢力の確立及び發展に有利なると共に、又百年戦争の間に培はれたる國民的意識(54)

は愈々國民的統一の思想を旺盛ならしめ、茲に商業活動は一段の發展を來すに至つた。動産資本蓄積が眞に行はれたのは誠に百年戦争以後である。かの有名なジャック・クウル(Jacques Coeur)の出現は能く之を語る。(55)而して、百年戦争の終る所は即ち路易十一世時代の始る時であり、所謂「商工的進歩の時代」なる「コルベール前期」(第十六世紀及び第十七世紀前半)(56)の基礎は實に茲に築かれたのである。

(55) W. Smyth, Lectures on modern history, 1854, Vol. 1, p. 196.

(56) Henri See, Esquisse, etc., p. 120.

(57) Charles Seignobos, Op. cit., p. 179.

(58) Henri See, Esquisse, etc., pp. 139-140.

(59) René Gonnard, Op. cit., p. 142.

即ち、路易十一世は、通行税の廢止、航路の改善に依り、商業的發展を助成すると共に、(57)既に、外國絹布の購入が白國金銀の減少を來すと云ふマーカンチリスト的考へより、リヨン及び殊にトゥルに絹工業を移植し、(58)大規模手工業の創設に努め、(59)以て愈々國際商業争覇戦への門出を準備したのである。十六世紀中、また一部のには十七世紀に及んでも、商業の突如たる擴大と一の新しき世界市場の創生とは、舊生産方法の滅亡と資本制生産方法の隆興との上に一の壓倒的な影響を及ぼしたのであつたが、(60)其の行はるべき基礎は斯くて佛蘭西に於いて既に成就されつゝあつたのである。

(57) Henri See, Esquisse etc., pp. 141-143.

(58) Henri See, Modern Capitalism, etc., p. 15.

(59) Ch. Petit-Duhalis, Charles VII et Louis XI, 1903, p. 130.

(60) マルクス、資本論、第三卷上、第二九二頁。

「かの、地理上の諸發見と共に起つて商人資本の發達を急速に促進せしめた商業上の諸大革命が、十六七世紀に於いて、封建的生産方法から資本制生産方法への推轉を促す一の主要な要素たりしことは、何等の疑を容れない。而して、正にこの事實こそ、全く誤れる諸見解を生ぜしめたところのものである。世界市場の突如たる擴大や、流通諸商品の倍加的増大や、アジアの諸生産物並びにアメリカの資源を制握せんとするヨーロッパ諸國民間の競争熱や、植民制度など―此等のものは、生産の封建的制限を破碎する上に本質的の貢獻をなした。だが、近世的生産方法は、その第一の期間たるマニユファクチュア時代に於いて、中世紀の間にその條件が既に造り出されてあつた處のみ發達したのである。…世界市場は、それ自身、この資本制生産方法の基礎を成してゐる。が、他方に於いて、不斷に擴大されるところの規模で生産せんとする、資本制生産方法の内在的必然は、世界市場を不斷に擴大せしめる刺戟たるもの」(61)である。

(61) マルクス、資本論、高島譯、第三卷上、第二九一頁―第二九二頁。

而して、世界市場の擴大と、其の爲の航路發見の活躍に於いて、無論、佛蘭西は葡萄牙及び西班牙の比で無かつたとは云へ、第十五世紀以來、ノルマン就中デイエップの漁業者、航海業者がテールヌーヴ(Terre-Neuve)島附近迄進航し、一五〇八年遂に同島に達せるを始め、オンフルウルの船長、ポウルミエ・ヅ・ゴンネヴィユ(Daunier de Conneville)が、葡萄牙人カブラル(Cabral)に次で、一五〇二年より一五〇五年迄にブラジル航海を先行し、更に一五三四年以來サン・マロの船長、ジャック・カルチエ(Jacques Cartier)が加奈陀を探險して一世紀後の佛蘭西植

民に資せる等、第十六世紀前半に於ける佛蘭西の活躍も亦可成に目覺しいものであつた。(62) 斯くて、商業は愈々其の中心が地中海を去り大西洋岸に移るに及んで全く世界商業となり、マルセイユ及び殊にポルドオ、ブルウアジ(Brouage)、ラ・ロッシュル、ナント、サン・マロ、オンフルウル、ダイエップ、ルウアンに於ける海上貿易(63)に依る商業資本蓄積は茲に佛蘭西資本主義發生の第一前提を成すに至つた。同時に、陸上貿易も、寧ろ、定期市の衰頹に代つて、常設的商業の發展を見るに至つたが、既に此の頃ポオケイル及び殊にリヨンの定期市は、商品取引よりも寧ろ金融取引の中心として發展し、總て一五四三年リヨン銀行の設立を見、一割の微利貸附を王より許さるゝに至つた。(64) 茲に又高利貸附資本の蓄積を見得るのである。而して、一五二二年、大法官デュブラ(Duquesne)は、巴里市債を起し、(これ最初の市債であり、最初一割、次で八分利附で二十五萬リイヴルを起債す)總て一五三七年第二回の起債を行ひ、殊に又、一五五四年“Grand parti”と呼ばれる、リヨンの起債には奴婢及び外國人迄が應募するの盛況を極め、斯くて市債投資に依る資本蓄積は銀行と共に又佛蘭西資本主義成立に尠からぬ役割を演ずるに至る。(65)

(62) Ch. de la Roncière, Histoire de la marine française, 1909-1914, t. III. p. IV.

(63) H. Pigeonneau, Op. cit., t. II. p. 99.

(64) Henri See, Esquisse, etc., p. 170.

(65) Ibid., p. 171.

以上、吾々は、先づ、商業及び金融投資に依る資本蓄積を見た。勿論、其れは決して平穩裡に行はれたものではなからず。資本の原始蓄積の陰には凡ゆる殘虐な歴史的事實が展開されたのを見る。佛蘭西も亦此の例に洩れるものではない。「軍隊的掠奪、不對等貿易、強制労働に依り世界の他の部分を搾取するの一事は、歐洲資本主義發達に缺く可からざる一大條件であつた。伊太利諸都市の股富が地中海沿岸の諸他の國々の搾取を離れて生じ得ざりしが如く、

葡萄牙、西班牙、和蘭、佛蘭西、英國等の諸國の繁榮も、之に先立てる亞刺比亞文明の破壊、阿弗利加の奪掠、西洋亞細亞及び其の島嶼諸國、豐沃な東印度及び富裕なインカ、アステイツの國々の貧窮化、解體を離れて斷じて考へ得ぬのである。(66) 誠に、「ヨーロッパの外部で劫掠や、奴隸化や、強盜殺人などに依つて直接獲得された財實は、母國に流れ來たつて資本に轉化された」(67)のである。

(66) John A. Hobson, The Evolution of Modern Capitalism, 1917, p. 10.

(67) マルクス、資本論、高崑譯、第一卷第二册、第七四八頁。

此の資本主義的荒掠の中には、和蘭、西班牙の如く殘忍淫虐な方法を探れる國もあつたし、硬軟兩法を巧みに利用せる英國の如き國もあつた。併し、いづれも封建制生産方法の資本制生産方法への轉化行程を温室的に助長し、その推移を早めるために、社會の集積され組織された強力なる國家權力を利用した點に於いて共通してゐる。強力なるものは、新たな一社會を孕める總べての舊社會に對する産婆なのである。(68) 此の産婆の役目を果せるものこそ實にマーカーチリズムに外ならぬ。其れは、「製造業者を製造し、獨立労働者から收奪し、國民的の生産機關及び生活資料を資本化し、且つ古代的生産方法から近世的生産方法への推轉を強行的に短縮する所の人爲的な一手段」(69)である。「間接には保護税、直接には輸出プレミアムなどに依つて、この目的のために自國民を誅求する」(70)制度である。而して、佛蘭西に於いては、既に、一五三九年の法令は、西班牙の羊毛、フランドルの絹セルの輸入を禁じ、一五四〇年七月十八日の法令に依りリヨンの關稅は復活され、(錦襪及び絹布の輸入はリオンを通じて行はる可く、其の際國內消費貨物には五分、對外輸送貨物には二分の關稅を課す)一五六四年シャル九世の時代には伊太利よりの輸入貨物一切にリヨンの關稅を適用し更に一五八五年東方諸港(Les Indes)の物産輸入の場合にも亦同關

税を適用するに至つた。而して、一五七二年の法令は、原料品(羊毛、大麻、亞麻等)の無斷輸出及び羅紗、麻織、天鵞絨、薄琥珀、綴織の輸入を禁じ、一五八二年には、就中外國産製造品の輸入税を増徴するに至つた。(71) 然も、一五八八年の三部會は又原料品の輸出と製造品の輸入との禁止を可決し、次で、一五九八年、ラッフエマス(Batle Latemas)と協議せる巴里市會は一切の羊毛及び絹布の輸入禁止を要望すると共に、ラッフエマスは愈々佛蘭西全土に桑樹栽培と絹製造との必要なるを力説した。而して、第十五世紀以來就中トウルに於いて繁榮したる絹工業は、今やリヨン、ニーム(Nîmes)、モンペリエ及び巴里に移植され、殊にトウルの絹工業は一五四六年以來八千の織機と四萬の職工とを有し、又一五五四年リヨンの其れは一萬二千の職工を使用するに及んで、愈々手工的工場制度(Manufactures)は從來の手工同業組合の存在を脅すに至つた。否な今や王權は後者の壓迫、前者の保護政策を強制的に樹立し以て世界商業爭鬪戰の渦中に突入したのである。工業の分野に於ける國家干涉と商業の分野に於ける保護關稅政策、即ち所謂コルベールチスムの根幹は、斯くて第十六世紀以來既に鞏固に確立せられつゝあつた。(72)

(68) マルクス、資本論、高島譯、第一卷第二册、第七四六頁。

(69) 同上、第七五〇頁—第七五一頁。

(70) 同上、第七五一頁。

(71) H. Pigeonau, Op. cit., t. II, p. 211.

(72) H. See, Esquisse, etc., p. 181.

(73) V. A. Espinas, Histoire des Doctrines Economiques, 1893, p. 139. René Gonnard, Op. cit., pp. 142-145.

五

コルベール及びコルベールチスムに關する著書論文は實に汗牛充棟の觀がある。而して、其の多くは、コルベールチスムを以て、徹底的の干渉政策にして全然自由と兩立し得ぬものと做す。果して然るか。コルベールチスムの本質は何處に在るか。

吾々を以て觀れば、コルベールチスムの保護干渉は必ずしも全く自由と背反せるものではない。從來、學者は、當時の法令が、個人的自由を拘束せる積極的一面のみを認め、其れが、經濟的進歩と抵觸せる舊習、例へば、中世的地方的個別主義の廢除に盡力せる他面を—其の消極的な故に—餘り認めない。だが、當時の新興ブルジョワ及び其の階級的代辯者たるコルベールチストに取つては、國家は、干渉に依り、今や經濟的發展の障礙化せる過去の制度、封建的殘存物と闘ふ限り、自由の創設者であつた。斯くて、彼等は、干渉と自由とを全然矛盾せるものと考へぬのみならず、寧ろ却て兩者を同一視したのである。而して、其れは、彼等が、自由を以て單に一切の障礙を除去するものと解した、即ち、自由に就いて極めて消極的觀念を有して居つた故であり、(74) 此の觀念はブルジョワの階級的未成熟時代の必然的所産であつたのである。

(74) René Gonnard, Op. cit., pp. 147-148.

即ち、コルベールチストが極度に國家に依頼し、其の後見及び干渉を要望せる時、彼等本來の目的は、既述の如く、國家建設と同時に又國民經濟—即ち初期資本主義—の確立に在つた。此の目的は、一方中世的地方的諸團體の政治的自由の縮少と他方個人即ち新興ブルジョワの經濟的自由の擴大とに依つて實現を期待し得る。故に、コルベールチストの國家干渉は、中世的殘存勢力に對してこそ干渉其のものであれ、國家と相互依存の關係に在る個

人即ち都市ブルジョワジイに取つては正に彼等の行く手の障礙を除くもの、即ち彼等の経済的進出乃至発展のよき賛助者であつた。従つて、例へば、コルベールの思想及び政策發展徑路、即ち、(一)大臣就任以前の経済的自由主義(「商業の復活には、安全と自由との、二事必要なり」(一六五一年、マザラン(Mazarin)提出せる覚書))、(二)保護的マーカンチリズム(一六六四及び一六六七年の保護關稅設定)及び(三)自由主義への復歸(「自由を拘束する一切諸物は何物にも値せず」(一六六九年以後の文書))の間には何等の矛盾も存在しない。蓋し、彼の自由主義は國內商業、保護主義は海外商業の場合の態度であり、(75)而して、國內商業に於ける自由主義と海外商業に於ける保護主義とは共に對内的及び對外的國家統一乃至建設と同時に又國民經濟—初期資本主義確立の必須手段なるが故である。即ち、彼は、普通史家の云ふ如き、「Opportuniste」ではなかつたのである。彼が工業に對し極度に拘束的であつたとしても、之亦中世以來の手工同業組合に對する干渉壓迫であり、所謂手工的工場工業(Manufactures)に對しては寧ろ自由乃至寛容な保護を與へたのである。否な獨り彼のみならず、當時手工同業組合に種々の桎梏を課せる其の同じ國家は自ら所謂王立手工的工場(Manufactures royales)及び國立手工的工場(Manufactures d'Etat)を増設し、(76)以て自ら企業家として機能したのである。従つて、當然、工業の分野に於ける干渉も手工的工場工業の發展を阻害する障礙除去の爲の干渉であつたのである。其の目的は、勿論、工業の資本主義化及び之に依る世界商業制覇に在つたと考へらるべきである。

(75) Abbott Payson Usher, The History of the Grain Trade in France 1400-1710, 1913, p. 273.

(76) Henri Sée, Esquisse, etc., p. 288.

而してコルベールチストの目的は大體に於いて實現せられた。アンリ・セエは、實に、「第十七世紀及び第十八世

紀に於ける佛蘭西は歐洲中最も人口周密の國にして且つ其の文化も亦最大の威信を享有した事を忘れてはならぬ」(77)とさへ極言して居る。確に、第十六世紀及び第十七世紀前半、ボオダン及びモンクレチアンを始め、ゾ・ファイアン、(78)フルウメントオ、(79)グリモオデ、(80)ヅムウラン、(81)ラッフエマス、(82)ル・ボグウ、(83)デキゼビライ、(84)シピオン・ヅ・グラモン、(85)エメリック・ヅ・ラクロア、(86)ラ・ゴムベルデイエル、(87)レフエヴル・ハメル(88)等に依り提唱せられたるマーカンチスト的思想が第十七世紀後半に至つて實を結んだことは事實である。國內商業に於ける大卸商人殊に小間物商人に依る資本蓄積並びに又海外商業殊に英國、和蘭及び就中西班牙(當時西班牙は佛蘭西最良の顧客の一であり、佛蘭西の輸入高が約一千七百萬リイヴルなるに對し、輸出高は二千萬リイヴルであつた、而して佛蘭西よりは主として麻織、帽子、絹布、羅紗、レース、葡萄酒、ココア、藍、紅等を輸出す)との通商に依る外國貿易業者の資本蓄積は誠に莫大であつた。(89)一七一六年、佛蘭西の輸入高が九千二百萬リイヴルなるに對し、輸出高は實に一億二千二百萬リイヴルに達した。(90)佛蘭西商業資本主義は今や正に完成の域に達しつゝあつたのである。嘗て彼等の成長を育みし保護的マーカンチリズムの此れ以上の遂行は最早や漸次に有害無用となりつゝあつた。個人—ブルジョワジイの能力の發達に伴ひ、彼等が愈々全般的拘束より解除せられんことを要求するに至るは自然の數である。ブルジョワに依る資本蓄積、其の勢力増大は、國家的權威に依る指導干渉と相容れなくなる。

(77) Henri Sée, Esquisse, etc., p. 214.

(78) du Hallan, Discours sur l'extrême cherté qui est aujourd'hui en France et sur les moyens d'y remédier, 1579.

(79) Froumentau, Du secret des finances, 1581.

- (87) Grimaudet, Des monnaies, 1587.
 (18) Dumoulin, Tractatus contractuum et usurarum...
 (85) Laffemas, Règlement pour dresser les manufactures du royaume, 1597. Comme l'on doit permettre la liberté de transporter de l'or et de l'argent hors du royaume, et par tel moyen conserver le nôtre et attirer celui des étrangers, 1602.
 (83) Le Bogue, Traité et avis sur les désordres de la Monnaie, 1600.
 (84) d'Expilly, Sur la défense du commerce avec l'Espagne, 1604.
 (88) Scipion de Grammont, le Denier royal. 1620.
 (89) Emeric de Lacroix, le Nouveau Cynée, 1623.
 (87) La Gombertière, Nouveau règlement général sur toutes sortes de marchandises et manufactures qui sont utiles en ce royaume, 1634.

(88) Lefèvre-Hamel, Discours sommaire de la navigation et du commerce de la France, 1650.

(89) Henri Sée, Esquisses, etc., dp. 273-4. 及び pp. 278-9.

(90) Ibid p. 286.

既に、英國に於いては、既述の如く、「光榮革命」に依つて、専制王權の抑壓と同時に少くともブルジョワの政治的進出の烽火が擧げられた。だが、佛蘭西に於いては、當時未だ尙貴族の反抗勢力が屢々擡頭し、殊に夫の有名な「フロンド」貴族の叛亂は、「それ自身ブルジョアの發展の一産物たる王權」を脅すに充分であつた。然も、對外的には、マーカンチリズムの國際的嫉妬の原理に立脚せる外敵の脅威がある。此の内外の情勢が、佛蘭西王權を驅つて、マーカンチリズム干渉政策の更に一段の擴大強化乃至侵略主義へと赴かしめたことは蓋し必然の勢であつたと考へ

られる。路易十四世屢々の無謀な出征、就中西班牙王位繼承戦役の眞因は即ち茲に在る。其れは普通史家の云ふ如き單なる路易大王の好戦氣分に左右されたものでもなければ、又單なる王位争奪の戦争でもなかつたのである。従つて、數次の干戈に依り、國費の蕩盡、未曾有の財政難、産業の破壊、經濟界の萎靡沈滞を招來したにせよ、其れは、アンリ・セエの云ふ如き、「政治的、偶然的の諸原因に依り惹起されたもの」(91)ではなく、無論、マーカンチリズムの極端な遂行に依る必然的結果であつたのである。此の普遍的窮乏に際し、茲に何等か對策が生れざるを得ぬ。

(91) Henri Sée, Esquisses, etc., p. 294.

路易十四世治世の後半は“Affaires extraordinaires”の黄金時代であつた。(92)即ち、非特權階級に對する苛斂誅求のみでは最早や財政的危機救済に充分でなく、茲に、徵稅請負人及び出納官吏は“Affaires extraordinaires”なる一種の事業を行ふに至つた。彼等は憎む可き程富裕な一團—徵稅請負人(Traitants)若しくは黨人(Partisans)と呼ばれる—社會を構成し、國庫に前貸をすることによつて、徵稅の權利若しくは政府の創設する凡ゆる種類の事業に與る權利を獲得した。而して、就中、徵稅請負に依り國庫の損失に於いて獲得せる利益は誠に莫大であつた。コルベールの時代に於いてすら、彼等は一千四百四十二萬リイヴルの徵稅請負に於いて一百三十二萬リイヴルの利益を得た。ブウレンヴィエール(Boulainvilliers)伯に依れば、彼等は二一六八九年より一七〇九年迄の間に十億リイヴルに上る徵稅請負に於いて二億六千六百萬リイヴル、即ち、實に、全體の四分の一を利益したのである。(93)誠に彼等は國庫の逼迫するに伴れて愈々富裕となる階級であつた。同時に又、彼等と共に、王の側近者(Gens de la cour)が、王室財政を勝手に處理し、不淨財を蓄積したことは人の能く知る所である。

(92) J.-E. Horn, Op. cit., p. 25.

(93) Henri See, *Modern Capitalism, etc.*, p. 81.

然も、當時の國庫の窮乏は、徵稅請負のみにて救済され得るものではなかつた。更に大資本所持者の援助を要した。茲に、リヨン銀行(一五四三年設立)、トゥルウズ銀行(一五四九年設立)及びルウアン銀行(一五五六年設立)を始め、個人的に銀行業務を行へる大商人及び金融業者は、商業金融よりも寧ろ國庫貸附に依つて巨利を得た。(94)更に又、財務總監督にしてコルベールの甥に當るデスマアレ(Desmarest)は、應募者の射利心を誘ふに充分なる抽籤附國債を起し、之が爲に、應募者殺到するの盛況を呈したが、此の抽籤の秘密を知れる彼の下役、ジャンテイ(Gentil)及びブロントウル(Bronteur)は、之を若干の金融業者が高く賣り付け、彼等に巨利を得せしめた。(95)斯くて、財務監督官サムエル・ベルナル(Samuel Bernard)及びコルベールの後任ボンシャルトラン(Pontchartrain)を通じて幾多の國債募集を見たが、其れ等は何れも一部投資家に巨利を得せしめたに過ぎず、總て國債に對する不信は、他の財政救済策の採用を餘儀ならしむるに至つた。

(94) Henri See, *Modern Capitalism, etc.*, pp. 81-82.

(95) J.-E. Horn, *Op. cit.*, pp. 23-84.

茲に於いてか、曾て見ぬ大規模の爵位及び官職の創設及び賣却が行はれるに至つた。一六九六年、ボンシャルトランは、爵位五百を創設し、之を三百萬リイヴルの高價で賣却した(即ち一爵位に附き約六千リイヴルの割合で賣却す)。而して、同年の豫算の示す所に據れば、爵位僭稱者に對する課稅二百萬リイヴル、ロレーン(Lorraine)に於ける被授爵者に對する課稅六千リイヴル、一般及び特殊紋章所有者に對する課稅等、此の方面の課稅總額は實に一千二百萬リイヴルの高價に上り、(96)國庫は之を以て被授爵者(寧ろ爵位購買者)に對する恩給及び待遇の資金に

充てたのである。一六九九年、恩給及び待遇に支出せられたる金額は一千三百萬リイヴルであつた。(97)然も、ボンシャルトランの後任者等は亦彼を模倣し、否な彼以上の窮策に出た。彼等は官職の創設及び賣却を頻繁に行つた。當時創設せられた「王室検査官」(Conseillers Royaux)は、唯、蠶の検査、建築用砂礫の検査及び計量、糧秣の束の量定を掌るに過ぎず。又、豚の舌の巡廻検査官、材木積込検査官、生バタの視察官、鹽バタの試験官及び河川巡廻検査官の創設をも見るに至つた。更に、一六九一年より一七一四年迄に、五百五十の理髮師監督官が創設せられ、何人と雖も其の捺印附書状を所持するに非ざれば、理髮職を行ひ得ず、違犯の場合には五百リイヴルの罰金と用具一切の没收とに處せられた。(98)加之、巴里に於いては、一人の葡萄酒商が實に八百九十二人の計量官及び検査官に依り順次に計量及び検査を強制されたのである。ヴォルテール(Voltaire)の云ふ如く、「是等の馬鹿げたことは今日でこそ笑資であれ、當時に在つては人々を泣かしたものである。」(99)然も、官職の所持者は、之を高價に轉賣して巨利を得た。實に、官職は一種の資本であつたのである。逆に、諸官職の創設に依り、煩雜な監督と苛酷な負擔とを蒙れる商工業の疲弊は甚大であつた。一六九三年、精鍊工監督官が創設されるや、其の苛酷な監督と負擔とに耐へず、遂に幾多の飾紐製造業者はリオンを去り外國に移住するに至つた。(100)故に、當時、金銀所持者にして商工業に投資するの愚を爲さず、寧ろ官職投資を選んだのは當然であらう。斯くて一六一四年二億リイヴルなりし官職資本は、一六二六年には三億リイヴル、一六六四年には四億二千萬リイヴル而して一七〇一年より一七一五年迄の間に實に五億四千萬リイヴルの巨額に達したのである。(101)

(96) Forbonnais, *Recherches et Considerations sur les Finances de France, 1758*, Vol. II, pp. 87-92.

(97) *Ibid.*, Vol. II, pp. 100-103.

- (68) Levasseur, Histoire des classes ouvrières en France, 1859, Vol. II, pp. 293-294
 (69) Voltaire, Siècle de Louis XIV, chap. XXX. Horn, Op. cit., p. 27.
 (100) J.-E. Horn, Op. cit., p. 28.
 (101) Ibid., p. 29.

敍上の事柄は何を意味するか。勿論、金融業者に依つて蓄積された資本が、後に至つて、商工業の發展に資したことは疑ひ無い。例へば、サン・マロのマゴン(Magons)の如き、大船舶所有者は彼等より出でた者である。最初の大規模工業、就中金屬乃至石炭採掘業を興した者も亦彼等から出でた。併し乍ら、巨大資本が、或は徵稅請負に、或は國庫貸附に、或は公債投資に、又或は官職投資等に用ひられたことは、當時、其れ丈、資本の固定化を來した、少くとも商業資本の圓滑且つ潤澤な運用を阻止したと確言しても差支あるまい。即ち其れは佛蘭西商業資本主義後進性の重大な原因を提供するものであると云ひ得るであらう。然も其れは單に商業資本主義の發展を阻害せるのみならず、財政救済の目的をも亦充分には達し得なかつた。茲に、財政の一時的糊塗的救済策に代つて、社會の根本的改革案は必然に提唱せられざるを得ず。筆者が嘗て本誌上に紹介せるボアギューベルの重農主義的自由主義的運動は即ち此の要求に應じて生れたものであつた。(102)併し、彼の論策は、既述の如く、(103)農業の資本主義化を俟つて始めて實踐化され得るも、當時の如き貧弱な農業經營を以てしては、其れは、單に思想的にフィジオクラートの先驅を爲したと云ふに止まり、其の實踐化は到底望む可くも無かつた。然らば、茲に又、何等か他の對策が必然に要求せられざるを得ず。夫の土地的鍊金術即ち土地を保證とする紙幣インフレーション政策を以て財界刻下の救済策と做すジャン・ロウの計畫は正に斯かる時代的要求の必然的所産であり、又さればこそ恰も天來の福音と

して歓迎せられたるものであらう。

- (102) 拙稿、ボアギューベルの「富の本質論」、本誌第二十六卷第七號。
 (103) 拙稿、フィジオクラート以前の重農思想、本誌第二十七卷第四號。

六

ジャン・ロウ(Jean Law)の有名な土地銀行案は、彼の貨幣理論の上に築かる。

彼は先づ國富の源泉を貨幣に在りと做す。「貨幣は勞働、農耕及び人口の源泉である。國富とは巨額の貨幣の存する國である。」(104)「廣袤及び風土を等うし、商業的地位に恵まれ、人口多く、政治善く且つ勞働及び節約の風ある諸點に於いても亦同様ではあるが、一は五億の貨幣を有し、他は二億五千萬しか有せぬ、二國を想像しやう。前者の國民が雇用され、土地が耕作され而して産物が製造されるに反して、後者の産物は少く且つ其の一部は外國に於いて製造せられんが爲に運び去られるであらう。」(105)彼は内國商業と外國貿易とを區別し、後者を更に、(一)諸商品の輸出、(二)自國商品を外國港で賣り、新奇商品を當該港で買ひ、之を別國に賣る、(三)農産物及び製造品を廉價國より廉價時に輸入し、其の高價國へ高價時に輸出す、(四)外國より原料品を輸入し、製造品として輸出す、及び(五)船舶貸借の五部門に分つても、彼等は皆是國內現存の貨幣總額に依存する。(106)

- (104) Law, Mémoire au Parlement d'Écosse. Weulersse, Le Mouvement Physiocratique en France, 1910, p. 13.
 (105) Law, Premier Mémoire Sur les Banques, présenté à son altesse royale monseigneur le duc d'Orléans, Regent de France § I. Daire, Collection des principaux économistes, 1851, Tome I. Économistes Financiers du dix-huitième siècle, p. 517.
 (106) Law, Considérations sur le numéraire et le commerce, chap. II. Daire, Ibid., p. 449.

「内國商業は貨幣に依存する。多額の貨幣は少額の其れよりも多数の個人を雇用し得る。限られたる貨幣額は其れ相應の個人をしか勞働せしめ得ぬ。故に貨幣の稀少な國々に於いて閑人及び貧民を雇用す可き法律を作ればとて殆ど成功せぬ。」⁽¹⁰⁷⁾然るに、一國の繁榮には、縱令其れが損失たればとて、貧民及び閑人を勞働せしめ、無勞の民を無からしむることが必要である。「例へば、五百人を一日二十五志で勞働せしめ、而して彼等の勞働生産物が賃銀と等價である、否な僅に十五志にしか値せぬとしても、一國の價值は其れ丈け増大する。だが彼等の勞働が四十志に値すると想定するは至當なるが故に、一國の價值には多大の増加がある。企業家は十五志を利益する。」⁽¹⁰⁸⁾即ち、彼に依れば、「企業家が利する」と否とを問はず、貨幣の増加は國富を増し、貨幣の増加に應じて、該國より貧民及び閑人の數を減じ、彼等に、より善き生活の手段を與へ以て諸他の人々と等く公務の一部を負担せしめ得るものである。」⁽¹⁰⁹⁾外國貿易も亦貨幣に依存する。其の最初の部門、即ち諸商品の輸出入の場合を觀るに、「貨幣愈々多ければ、人々愈々多く雇用せられるが故に、輸出す可き餘剰品を生ずるであらう。…若し、逆に、貨幣が少ければ、當時雇用せられたる勞働者の一部は失業し、若しくはより不利の條件で雇用せられる。生産物及び製造品は減じ、若しくは價值を減じ、従つて輸出が減じて外國に負債するであらう。」⁽¹¹⁰⁾其の第二及び第三の部門、即ち所謂「廻送」(Transport)商業も亦貨幣に依存する。「蘇格蘭は和蘭商人よりも安く賣り得る諸便宜を商業上に有する。例へば、生活費低く、納税額少く、勞働者、船舶及び諸物がより安く得らるゝこと之である。」⁽¹¹¹⁾然るに、蘇格蘭は和蘭の商敵でない、蓋し、「和蘭には貨幣がより多量に存するが故に、借金がより容易であり且つ利子がより低廉なるが故である。…故に蘇格蘭は貨幣を増加するか、若しくは經費を激減するかしなければ、和蘭と同様な廉價で通商し得ぬ。…和蘭は、巨額の貨幣と、可及的經費節減とに依つて、廻送商業を獨占して居るのである。…」⁽¹¹²⁾貨幣の豊富、

利子の低下、之こそ商業制覇の要訣である。更に其の第四の部門、即ち外國より原料を輸入し、加工して輸出する場合も亦貨幣に依存する。彼は此の場合に就いても和蘭と蘇格蘭とを比較する。「吾々(蘇格蘭)は、羊毛の輸出及び製造品の輸入禁止と云ふ障礙あるにも拘らず、吾が羊毛が和蘭に輸送され、而して製造品として其處から輸入される程、此の商業に於いても和蘭と競争するところではない。」⁽¹¹³⁾何故に然るか。「蘇格蘭の原料品が五萬人以下では製造され得ないにも拘らず、製造に使用し得る貨幣は僅に二萬五千人を雇用するに足るのみだとすれば、原料品の一半は、若し其の輸出が許されぬならば、損耗されるであらう。」⁽¹¹⁴⁾最後に船舶賃借も亦貨幣に依存する。「船舶を外國人に賃貸する所でも、又自國商業の必要上之を所持する所でも、凡ゆる種類の船舶は他所より安く賃貸されねばならぬ。然らば商人は其の積込む商品に相應し又其の交易する國々へ行く船を凡て其處に見出すことは確かである。此の船舶賃借商業は、他へ賣る可き目的を有する、外國商品を和蘭に齎す。」⁽¹¹⁵⁾蓋し和蘭の船賃の低廉なるが故であり、此の低廉なる船賃は亦貨幣の豊富なるに依るものである。⁽¹¹⁶⁾即ち一國商業は、内國商業たると、外國貿易たるとを問はず、國內現存の貨幣數量に依存する。

(107) Law, Considerations sur le numéraire, etc., chap. II. Daire, Ibid., p. 449.

(108) Law, Ibid., chap. II. Daire, Ibid., pp. 450-451.

(109) Law, Ibid., Daire, Ibid., p. 451.

(110) Law, Ibid. Daire, Ibid., pp. 451-452.

(111) Law, Ibid. Daire, Ibid., p. 452.

(112) Ibid.

(18) Ibid.

(19) Law, *Ibid.* Daire, *Ibid.*, p. 453.

(20) Ibid.

(21) Dionnet, *Le Néomercantilisme au XVII^e siècle et au début du XIX^e siècle*, 1901, p. 51.

ロウを以て觀れば、一國は貨幣を有すること愈々多ければ、愈々富む、蓋し一國の貨幣の豊富は其の國民をより完全に雇用し得るからである。だが、其れは貨幣が不變の購買力を維持すると云ふ條件を俟つて始めて可能である。若し貨幣が其の購買力を失へば、より多くの貨幣たりとも、より多くの労働者を雇用し得ぬ。購買力無き貨幣の増加は單に名目貨銀の昇騰を來すのみにて實質貨銀は變らない。併し、ロウとしては、貨幣の數量増加が其の相對的價值低下を伴はぬ所以を確證せねばなるまい。問題の核心は茲に在る。彼は云ふ、「一エクウ乃至一オンスの銀は一世紀以前と同じ價值を有せぬ。萬物の價值は變る、而して銀は他の財貨よりも著しく變つた。即ち印度發見以來其の數量の増加は、今の素材乃至銀貨十オンスが昔の一オンスにも値せぬ程、其の價值を減じた。」(17)「若し一國の貨幣が其の國と歐洲との割合以上に多ければ、其の國の貨幣の價值は低減する、若しくは、普通の言葉で云へば、物價は騰貴す可きである。併し乍ら貨幣は普く乃至殆ど一様に價值を失ふが故に、貨幣の價值が減じた時でも、其の國には極めて有利たる可きである。蓋し其の國はより多量の貨幣に依り凡ゆる利益を得可く、而して其の國の貨幣と歐洲の其れとの割合に應じて、一部の貨幣價值低落を蒙るに過ぎざるべきが故である。」(18)即ち、一國に於ける貨幣の數量増加は諸他の國々に於ける其の價值低落を來すが故に、ロウは、一國貨幣の數量増加の利益を力説するのである。然らば、一國貨幣の數量増加は何故に諸他の國々の貨幣の價值下落を來すか。彼は之を説明しない。

だが、一國例へば西班牙が其の貨幣を増加したと假定すれば、西班牙の物價は騰貴し、輸入の増大、正貨の流出を來すであらう。此の正貨は、外國に流入し、其處に亦貨幣の價值低落を來さしむるであらうが、其れは其の正貨が其の國に流入されて後のことであらう。然らば、西班牙は、ロウの所説に反して、完全に貨幣の價值下落を蒙る。彼は此の問題を如何に解決したか。解決の鍵は彼の價值論に在る。彼に依れば、「貨物は其の充用せらるゝ諸用途から大なる價值を得る。而して其の價值は、其の用途の貴重若しくは必要の程度如何に依つて大となり若しくは小となるに非ずして、是等の貨物に對する需要に比例せる其の數量の多小如何に依つて決定せらるゝものである。」(119)「金銀は、諸他の財貨と等く、其の充用せらるゝ用途より其の價值を得る。金銀の價值は、其の數量が之に對する需要に比し小なるか若しくは大なるかに従つて、高下する。」(120)「若し一國に需要される以上の貨幣が與へられるならば、貨幣は價值を減ずる、併し一國に於ける需要と同額の貨幣を與ふる時には、其の價值は低減しないであらう。……然るに商工業の擴大に伴れて、貨幣に對する需要は愈々増大するであらう。」(131)茲に、問題の解決と同時に彼のインフレーション政策の論據が與へられる。

(11) Law, *Mémoire sur l'usage des monnaies, etc., première partie.* Daire, *Ibid.*, pp. 638-639.(12) Law, *Considerations, etc., chap. V.* Daire, *Ibid.*, p. 490.(13) Law, *Ibid.*, chap. I. Daire, *Ibid.*, p. 443.(14) Law, *Mémoire sur l'usage des monnaies, etc., premier partie.* Daire, *Ibid.*, p. 638.(15) Law, *Considerations, etc., chap. VIII.* Daire, *Ibid.*, p. 515.

然らば貨幣増加の方法如何。彼は云ふ、「信用は必要且つ有效である。其れは恰も多額の貨幣が増加されたとき

效果及び利益を商業に齎す。(122)而して彼が激賞する信用形態は紙幣發行である。何故か。流通速度及び現存正貨を増加する二重の利益があるからである。「紙幣に依る支拂は短時間に爲されるが故に、同一額が同一日に諸他の人々に依り使用され幾回も流通する。故に、紙幣高が正貨高の假に三倍流通した時には、商業上恰も三倍の正貨が存したと同じ事となる。されば、英蘭銀行の信用、即ち其の紙幣總額が、假に五千萬に達すとすれば、此の五千萬の紙幣は恰も一億五千萬の正貨が存したと同じ效果を商業に齎す。従つて同銀行は之に依り、恰も正貨の數量が一億増加されたと同じ利益を英國に與へる。」(123)更に、「英蘭銀行は英國の商業及び凡ゆる方面に諸他の利益をも與へる、蓋し同銀行は紙幣と等額の正貨を悉く金庫に保藏せぬからである。同銀行は是等の正貨の大半を有利に利用する。…併し正貨に對する需要が紙幣に對する需要を二、三百萬超過する場合が屢々あるから、同銀行は信用維持の爲に正貨を保藏する必要はある。が正貨五千萬もあれば、紙幣一億の信用を維持するには必要以上である。故に之に依り五千萬の眞實増加…が得られる。」(124)否な更に、「正貨五千萬は紙幣一億の信用を維持するが、此の一億は又正貨三億と同じ働きを爲すが故に、同銀行は、其の信用と信用の得しむる迅速な流通とに依つて、恰も貨幣數量が二億五千萬増加されたと同じ利益を國家に與へる。」(125)彼は、斯くて英蘭銀行が、英國に巨利を與へ、王を徵稅請負人の手から解放せるを屢述し、(126)兌換券發行銀行設立の利益を佛蘭西の爲に力説した。逆に、彼は、銀貨の貨幣として不適當なるを高唱する。彼に依れば、既述の如く、商工業の擴大と共に貨幣に對する需要は愈々増大する、此の増大する需要と等額の貨幣の數量増加は其の價值低下を來さぬ、故に理想の貨幣は之に對する需要に常に應じ得るものでなければならぬ。然るに、此の點より觀て、銀貨は貨幣として適當でない。「蓋し其の數量増加が需要通りに行はれぬからである。」(127)誠に、「銀の數量が需要以上増加したのは全く唯一の理由に依つてである。即

ち西班牙人が鑛山より採掘し得た多量の銀を歐洲に齎した事之である。」(128)斯くて銀の量が之に對する需要に適應せぬことは、銀を貨幣とせる國民の經濟的發展を著しく阻害した。其れは國民を恐る可き不利に陥れた。屢々、否な殆ど常に、既に彼等の間に締結された取引に於いて必要な引渡の證券たるべき充分な正貨が無い。故に彼等の多くは…所要の商品が自國に豊富なるに拘らず、之を買ひ得ぬ。(129)加之、「銀貨は不確定の價值をしか有しない、蓋し其れは君主に依り改悪されるからである…一クツロンヌ(Couronne)は、百五十年乃至二百年前に半クツロンヌ否な十五片が含有せる銀をも最早や含有して居ない。」(130)故に、宜しく硬貨を棄て、「發行容易にして、善く同一の價值を有し、徒費乃至經費を要せず保藏せられ、千切るも損失なく、且つ表徴を持ち得る」(131)紙幣を以て之に代ふ可きである。「紙幣は其の價值に於いて如何なる變化をも受けぬ、蓋し其の數量と需要とは兩者同時に増減するからである。」(132)

(122) Law, Premier Memoire sur les Banques, etc., § II. Daire, Ibid., p. 521.

(123) Law, Second Memoire sur les Banques. Daire, Ibid., pp. 543-4.

(124) Law, Ibid. Daire, Ibid., p. 546.

(125) Ibid.

(126) Law, Premier Memoire sur les Banques, etc., § II. Daire, Ibid., p. 522. Law, Second Memoire sur les Banques. Daire, Ibid., p. 578.

(127) Law, Considerations, etc., chap. V. Daire, Ibid., p. 486.

(128) Law, Ibid. Daire, Ibid., p. 487.

(62) Law, Troisième Lettre sur le nouveau système des finances, etc. Daire, Ibid., p. 632.

(63) Law, Considerations, etc. chap. V. Daire, Ibid., p. 490.

(64) Law, Ibid., chap. VII. Daire, Ibid., p. 500.

(65) Ibid.

然らば彼の激賞する紙幣は其の通用力を抑々何處から得るか。彼は先づ貨幣の通用力に就いて云ふ、「本問題を取扱へる、ロック(Lock)氏及び諸他の著者は、「人々の共通の同意が貨幣に想像的價值(Valeur imaginaire)を賦與した……」と云ふ。余は相異なる國民が如何にして或る物に、就中之に依つて諸他の商品が評價される貨幣に、想像的價值を與へ得るかを解し得ぬ。」(133)貨幣の貨幣たる所以は其れが或る價值を有するが故である。「銀貨は金屬として使用される場合に評價される割合で交換される、即ち銀貨は交換に際し其の價值に應じて貨幣として用ひられると考へるのが至當である。」(134)「銀は貨幣として使用される以前、其の充用された用途に依り或る價值を有して居つた。銀は素材として存したる時の割合で貨幣として承認された。若し銀が貨幣として使用される以前に何等の價值をも有せぬならば、其れは決して貨幣として使用されぬ。何等の價值をも有せぬ物をは誰が其の財産の價值として收受するを欲するか。……故に銀は貨幣として使用される以前、其の充用された用途に依り或る價值を有し、而して素材としての價值の割合で貨幣として承認された。貨幣として使用されるに及んで、銀は其の價值を増加した。併し此の價值増加は製造乃至鑄造から生ぜぬ、蓋し素材としての銀は鑄造された其れとも價值を等うするからである。」(135)即ち、彼に依れば、貨幣の通用力は其の内在的價值に依る。「人々の共通な同意」乃至一片の公權力に依るものではない。「貨幣は公權力に依り價值を得るものではない。……貨幣に價值を與へるものは素材である。」(136)然ら

ば貴金屬に依り保證されぬ紙幣は如何にして貨幣としての通用力を有し得るか。答へは容易である。彼は茲に、其の價值を絶大且つ不動と認むる一の財を保證とする。土地之である。「土地こそは諸他の商品より遙かに確固たる價值を有する、蓋し土地は諸他の商品の如く量に於いて増加せぬからである。」(137)加之、「或る商品の種々な使用は禁止され、若しくは之を外國に輸出する爲に習慣上廢止される場合がある。……銀を金屬として鉢及び其の他の用途に使用するは廢せられ、何か他の金屬、即ち是等の用途により適し得る或る合成物が使用される。」(138)此の際銀は「使用されぬだけ其の價值の一部は失はれる。」(139)然るに、土地は使用されなくなることはあり得ぬ。誠に、如何なる物と雖も土地の所産なるが故に、土地は其の價值を保持す可きである……(140)否な土地に對する需要は日一日と増せばとて減することはない。故に土地を保證とする紙幣に對する需要も亦減することがない。然も土地を保證とする紙幣は常に其の需要と等額に發行し得る。而して、「數量が常に需要と等き故に、貨幣は其の價值を保持し、五十年後と雖も、若し商品が其の數量乃至需要に於ける何等かの變化に依り價值を變ぜぬ限り、今日と同量の商品を買ひ得るであらう。」(141)斯くて彼は土地を保證とする紙幣發行を以て財界刻下の救濟策と做す。即ち所謂新マーカンチリズム之である。(142)

(66) Law, Considerations, etc., chap. I. Daire, Ibid., p. 447.

(67) Ibid.

(68) Law, Memoire sur l'usage des monnaies, etc., première partie. Daire, Ibid., p. 640.

(69) Law, Ibid. Daire, Ibid., p. 637.

(70) Law, Considerations, etc., chap. VII. Daire, Ibid., p. 499.

(136) Ibid.

(139) Ibid.

(140) Ibid.

(141) Law. Ibid. Daire, Ibid., p. 498.

(142) デュボアはロウの硬貨排斥よりして、彼の思想を反マーカンチリズム(Anti-mercantilisme)と做す。併し元來マーカンチリズムは推り硬貨の増加にのみ執著したか、若しくは貨幣一般の豊富を要望したか。デュボア説の採否は此の解釋如何に懸る。併し吾々は、ゴンナアルと共に、彼の思想を寧ろ、「正貨主義マーカンチリズムの擴大乃至變形」と見て之を「新マーカンチリズム」と做すを適當と考へる。(René Gomard, Op. cit., p. 245-246.)

然らば紙幣所持者は土地の債権者なるか。ロウに従へば、彼は寧ろ貸主の資格に在る様である。然らば彼は利息を要求するであらう。此の利息支拂の爲に、銀行は又紙幣を發行すべきであり、斯くて新たに紙幣を流通せしむるとすれば、紙幣價值は愈々下落しないであらうか。之を防ぐには紙幣に對する需要を愈々喚起する必要があらう。彼が佛蘭西の攝政オルレアン公の信厚き顧問となれる時、單に土地銀行設立にのみ甘んぜず、印度會社の興隆に狂奔せる根因は茲に在る。即ち紙幣需給の不斷の均衡維持、之こそ紙幣インフレーションニストたる彼の唯一の念願であつた。(143) 併し彼が印度會社を始め、其の他紙幣に對する需要を喚起す可き種々の方策に狂奔せることは、即ち土地に對する需要が日増に強烈となり、從つて土地を保證とする紙幣に對する需要が又不斷に増大すると云ふ彼の持論が其の儘に適用され得ぬことを明示するものではなからうか。果して彼は後に至り、貨幣通用力に關する最初の見解を完全に拋棄した觀がある。曰く、通貨缺乏の對策は、……君主が國家及び商業の必要に應じて其の數量を増減することを得、且つ就中何等の内在的價值をも有せぬ、一片の引渡の證券を人々に與ふることである。之こそ余

が基かんと欲する主たる信條である。金銀は本來他物と等く商品である。其の貨幣として使用された部分は常に此の用途に充用され、而して金銀細工商が金銀ルイ(Louis)貨を買つて之を細工することは常に禁ぜられた。……之では恰も王國に在る羊毛乃至絹布の一部を切り取り、以て之を引渡の證券たらしめたも同然である。然らば、彼等を其の本來の用途に充て、而して其れ自體では何の役にも立たぬ物質を引渡の證券に供すれば、より融通が利くではないか。然も此の種の物質を證券に充用する最大利益は、世人が、流通と云ふ、其の本來の目的を違へんと試みる事嘗て無きに在る。(144) 即ち彼が紙幣を激賞する所以であるが、併し此の何物にも保證されぬ紙幣は何處から通用力を得るか。人は其の所持する財産乃至與へ得る勤勞と交換に何故に斯かる紙幣を收受するか。ロウは之を説明せず、茲に強制通用力を賦與された紙幣を承認する。然らば此の紙幣が優れた貨幣であると公言するのは彼に取りいと容易である。彼は之を以て問題を解決し得たと考へた、併し其れは決して解決されて居らない。彼の所言は、貨幣通用力を以て「人々の共通な同意」乃至「公權力」に依り得らるゝものでなく、何等かの素材——彼の場合は土地——に依り保證されて始めて得らるゝものと做せる彼の最初の見解と矛盾するものではなからうか。而して、後には、彼は、寧ろ、貨幣に通用力を與ふるには一片の公權力で足ると做せる觀があるが、彼は之以上言及せぬ。併し、彼が佛蘭西に實施せる計畫は國家信用を保證とせる紙幣發行であり、(145) 事實、彼は之に依つて同國をば一七二〇年の戦慄す可き破滅の深淵に陥れたのである。

(13) Dionnet, Op. cit., pp. 73-75.

(14) Law, Troisième Lettre sur le nouveau système des finances. Daire, Ibid., p. 632.

(15) Rambaud, Histoire des Doctrines Économiques, 1902, p. 133.

七

ロウの功過は何か。三十億リイヴルに上る紙幣發行に依り、物價は十割以上の騰貴を來した。佛蘭西は回生の觀があつた。併し其れは僅かに三箇年の夢に過ぎなかつた。(146) 一七二〇年彼の計畫の全潰は、茲に、佛蘭西信用制度發達遲滞の重大原因を提供するに至つた。爾後、長く、佛蘭西國民は、紙幣否な廣く信用制度一般に對する不安の念を拂ひ得なかつた。(147) 即ち、ロウの畫策の失敗は、倫敦及びアムステルダムに於けるが如き、大銀行の設立に關する凡ゆる計畫を廢棄させた。(英蘭銀行の設立が一六九四年なるに對し、佛蘭西銀行(Banque de France)の創設されしは實に第一帝政時代(一八〇三年)であつた。)リヨン銀行は最早や昔日の重要性を有せざるに至つた。(148) 其の活潑なる商業活動にも拘らず、マルセイユには銀行なく、(149) 銀行業を營む商社が、些少の資本を以て、東方諸港(Levant)との商取引に専用せられたるに過ぎなかつた。(150) 僅かに巴里に於いてのみ、嘗て一七〇三年僅々二十一に過ぎざりし銀行が、一七二一年以來五十一に増加したと雖も、是等の銀行は、概して、豪商及び殊に既述の黨人、徵稅請負人、收稅官吏乃至歲入徵收長官(彼等は何れも官僚兼金融業者と云ふ二足草鞋を履ける者多し)の如き富裕な官僚乃至金融業者に依つて營まれた附屬的事業たるに過ぎず、且つ其の目的は、商工業金融よりも寧ろ國庫貸附に在つた。(151) 而して、一七二四年、巴里株式取引所の設立を見たが、固より其の活動はアムステルダム取引所の其れに比す可くもなかつた。(152) 然も、當時の金融資本主義の發達を正確に理解する爲には、勿論、巴里及び其の他の商工業の中心地を觀るのみでは充分でない。然らば、二流都市の狀況は如何。聊か誇張の觀あるも、アンリ・セエは、ブズナル(Vves-Fr. Bernard)の言を引用して云ふ、「アンジエ(Angers)に於ては當時(一七七〇年頃)人々は、唯一人の銀行家をも、又一人の、商人乃至貴族の、百萬長者をも知らなかつた。最高額の持參金と雖も二

萬リイヴルを超えなかつた。一萬の持參金は世間を騒がせた。人々は三、四千リイヴルの所得を所持せる場合には喜んで商賣より隱退した、而して是等の金額は當時、第三階級を通じて、巨額の財産と看做された。(153) と。此の資本の缺如、退藏乃至其の國庫貸附等が、商業資本の潤澤な運用を阻止し、佛蘭西商業資本主義の後退を誘致したことは明白であらう。勿論、ロウの計畫が、一時、商業を高利貸附業の手から解放し、之に再生の概を與へ得た事は事實である。ガストン・マルタンは、ロウの畫策が佛蘭西商業活動に甚大なる刺戟をば與へたことを力説し、就中之をナントに就いて詳論して居る。(154) 而して、事實、佛蘭西の外國貿易額は、一七一六年より一七八九年までに四倍も増加した。(155) 又、其の内國商業の發展は、定期市の衰頹(巴里のサン・ヂェルマン及びレンデイの定期市を始め、リヨンの諸定期市の衰微は顯著であり、僅かにボオケイル及び其の他の地方的定期市の繁榮のみを見得るも、彼等は其の國際的性質を失つた)に代はれる常設的商業の愈々著大なる隆盛に依つて明示せられる。(156) とは云へ、其れは、飽く迄も、佛蘭西だけの觀察に基く場合であり、之を他國と比較すれば、佛蘭西は、英國及び和蘭に次ぎ、第三位商業國として甘んぜねばならなかつた。(157) 而して、此の後退の原因として、彼上の如く、ロウの計畫の破綻に基因する、信用制度發達遲滞に依る、商業資本の潤澤な運用の缺如を擧げ得ること勿論であるが、他方、ロウの畫策以後、佛蘭西國民の注意が強く農業に向けられたことをも亦看過し得ぬ。

(146) Levasseur, Op. cit., p. 346.

(147) Henri See, Modern Capitalism, etc., p. 92.

(148) Henri See, Economic and social Conditions in France during the eighteenth century. Translated by Edwin H. Zeydel, 1927, p. 142.

- (87) Ibid.
- (88) Henri Sée, *Modern Capitalism*, etc., p. 93.
- (89) Ibid., pp. 92-93. 又 Henri Sée, *Economic and Social Conditions in France during the eighteenth century*, p. 191.
- (90) Henri Sée, *Modern Capitalism*, etc., p.p. 93-94.
- (91) Ibid., p. 95.
- (92) Gaston Martin, *Nantes et la Campagne des Indes*. (*Revue d'Histoire Économique et Sociale*, 1926, p. p. 436-446. Ibid., 1927, pp. 25-65. Ibid., 1927, pp. 231-243.)
- (93) Henri Sée, *Esquisse*, etc., p. 333.
- (94) Henri Sée, *Economic and Social Conditions in France*, etc., p. 142.
- (95) Henri Sée, *Esquisse*, etc., p. 325.

ロウの計畫が、農業に新なる刺戟を與へたことは事實である。ブランキは云ふ、「ロウの畫策の悲惨な結末は佛蘭西全土を眞の癩瘵状態に陥れた。あれ程夥しき財富が急速に現れ復急速に去れるを睹た人民は今や據る可き原則を知らなかつた。或る者はコルベールに依りあれ程大なる努力を以て築かれた工業の廢壞を痛嘆し、他は百年の昔に遡つて「墾畝と牧場とは國家の乳房なり」と稱せるシュリーの族長的金言を想起した。而して當時の事情は此の思想の復活に頗る有利となりつゝありしを認めねばならぬ。ロウの計畫の熱鬧せる雰圍氣の下に生れた凡ゆる工業的價値の中、何物と雖も破滅、滅失乃至破産の状態に陥らざるものとはなかつた。然るに獨り土地財産のみは此の狂嵐の裡にも滅亡せず。否な其れは所有者の手を變轉せるに依つて、而して恐らくは封建制度以來初めて大規模に小分されたるに依つて、却て改善された。土地は斯くて遽かに其の重要性を増し著しく其の價値を加へ而して投機の幻

滅を感じる人々の活動は纏て土地の耕作に向けられ、ロウの計畫の災厄に對する補償を其處に求むるに至つた。誠に各人は株式取引所の騷擾及び興奮より遁れて彼の葡萄樹及び無花果樹の蔭に憩ひを求めたとも稱し得やう。(158)と。

(96) Adolphe Blanqui (Ainé), *Histoire de l'Économie Politique en Europe, depuis les anciens jusqu'à nos jours*, 1837, pp. 88-89.

土地の價値尊重の念は強く佛蘭西國民の腦裡に銘刻された。彼等は土地に放棄した。就中、投機と商業とに依つて富めるブルジョワ並びに既述せる一團の富裕なる官僚及び金融業者は、今や土地の不變の價値の認識と共に、寧ろ商業及び金融業に投資する以上の熱心を以て土地に投資し、(其の爲に商業及び金融的(高利貸)資本の潤澤な活用の阻害されたのは明白であらう)廣大な領地を購入し、貴族と婚姻し、而して貴族の地位を獲得すると共に、纏て舊貴族的生活を眞似るに至つた。即ち、彼等は、商業資本家乃至金融業者として機能するよりも地主的貴族たるの途を選んだのである。勿論、既に、第十六世紀以來否な第十四世紀にも斯かる傾向を見得る。(159)だが、今や、其れは徹底的たるに至つた。茲に、ゾンバルトの云ふ如く、「舊貴族と新貨幣的富とから…一の全く新なる社會層が形成」(160)されたのである。併し乍ら、吾々は、是等の新貴族と舊貴族との間には本質的の見解の相違が存することを見落してはならぬ。新貴族は、舊貴族を眞似たからとて、資本家たることを忘れなかつた。即ち、彼等は、其の所有地を遊び場所若しくは單に生活の源泉と做すのみを以て甘んぜず、之より出来る限り多大の利潤を獲得することに狂奔した。嘗て、舊貴族の下に在つては、土地は單に生活の源泉として要求せられたるに過ぎぬ。然るに、今や、新貴族に取つては、貴族的生活が如何に魅惑的であらうとも、何等の餘剩價値をも生ぜぬ資本を以て甘んず

ることは出来ない。彼等は營利の原則乃至資本主義的精神を離れて存し得ぬ者である。斯くて、必然に、資本主義的農業經營は行はれざるを得ず。第十八世紀後半に至つて顯著なる發展を見た資本制農業經營の基礎は茲に築かれたのであり、而して此の資本制農業經營の學的表现こそ即ちフイジオクラートの重農學說に外ならない。彼等の重農政綱の施行は單に大地主を利するに過ぎず、而して大半の農村住民の得る所は唯貧困の増大のみである。(161) フイジオクラートの經濟學說及び政策は、誠に破産状態に陥れる佛蘭西王國の下に生れた新地主乃至新地主的貴族の階級的利益擁護の必要から唱道せられたるものである。故に、當然、問題は、何よりも先づ、土地より最大の餘剰利潤を得るに在る。「純生産物」論、穀物自由輸出論及び單一稅論等々は、斯くて、必然に、彼等の經濟學說及び政策の基調となる。富、貨幣、價値の解釋及び殊に商工不胎學說、其處に亦彼等の階級的利益擁護の極端な表現が看取せられ得るであらう。而して、土地財産の確保維持並びに地主及び資本家的農業經營者の利益の擁護増進に必要な學說及び政策を樹立せる彼等は、更に、斯かる資本家的社會制度をば普遍妥當化する必要より、之を以て、神意の創造に依る、不可侵にして萬古不易且つ人類理想の社會制度なりと獨斷し、茲に、夫の有名なる「自然的秩序」は強調せられるのである。

(161) Henri See, Esquisse, etc. pp. 123-124. Ibid, p. p. 201-202.

(162) Werner Sombart, Luxus und Kapitalismus, 1913, S. 10.

(163) Georges Weulense, Op. cit. p. 434.

而して、吾々は、フイジオクラートと共に、近代資本家的經濟學說の黎明に接するのであるが、(162) 唯、彼等の農業偏重、商工排斥の主張は、等しく資本家的經濟學說たるアダム・スミスの經濟學說中には發見され得ないところのものである。然も、チュルゴオ(163)及び殊にグウルネー(164)に依り商工不胎學說の修正、並びにチュルゴオに

依り經濟的自由主義の實踐的努力を見たとも雖も、既に、英國に於いてスミス「國富論」が發刊され、滔々として工業資本家の理論的根據たらんとしつゝあつたと恰も同じ年に、未だ尙ほ財務總監チュルゴオのギルド特權廢止の布告は失敗に歸し、茲に「流血の革命より或は此の國を救ふを得可かりし最後の防塞は終に撤廢せられ、」(165) 佛蘭西非特權階級就中ブルジョワが封建の羈絆を切斷して自由の大道に躍進するには、之より二十年の後、更に大革命の洗禮を受けねばならなかつた。以上論述し來れる佛蘭西初期資本主義發達遲滞に加ふるに、此の大政治的事變、是等が相俟て、佛蘭西産業革命の後退を來せるは云ふ迄も無からう。

(164) Karl Marx, Histoire des Doctrines Économiques, Publiée par Karl Kautsky. Traduit par J. Molitor, 1924, Tome 1. Depuis les origines de la théorie de la plus-value jusqu'Adam Smith, p. 50.

(165) Gide et Rist, Histoire des Doctrines Économiques, depuis les Physiocrates jusqu'à nos jours, 1926, p. 54.

(166) Weulense, Op. cit., p. 691. Ingram, A History of Political Economy, 1919, pp. 64-65.

(167) 高橋誠一郎、近世經濟學說史、上卷、政治ライブラリー八、第五七頁。

附記 「新マーカンチリズム」の題下に、當然フランソワ・メロン(François Melon, Essai politique sur le commerce, 1731.)、デュトオ(Dutoy, Réflexions politiques sur les finances et le commerce, 1738.)及びノールボンネ(Foillon, Elements du commerce, 1754. Recherches et considérations sur les finances, 1758.)等の經濟思想及び政策も亦論述せられねばならぬ。併し、メロンは、ロウの思想を繼ぐ者であり、デュトオ及びノールボンネは又、メロンの系統を追へる者なるが故に、敢てロウに依つて、是等一團の新マーカンチリストの經濟思想及び政策を代表せしめた次第である。他日、機會あらば、ロウ以外の是等の新マーカンチリストの經濟思想及び政策をも比較論述し度い積りである。

尙又、筆者は、佛蘭西資本主義成立の先行條件としての原始蓄積に就いて述べた。勿論、資本主義成立の前提條件としては、資本の集積と共に、更に、多数のプロレタリアの存在を必要とする。本稿に於いては之に言及し得なかつた。之亦他日を期し度い積りである。

—一九三三・七・一五稿了—

社會學關係邦文文献大要 (編年表)

加田 哲 二

社會學關係邦文文献大要は筆者のノートを中心として作られたものであつて、従つて遺漏もまた多々あるべきことは、筆者自身最もよく知つてゐるところである。殊に社會學の範圍の限定については甚だしく苦しむところであつた。従つて、社會學關係文献といふやうな比較的漠然たる言葉を用ゐるの止む得ざるに至つたのである。

この文献大要に記されたものは、何等かの意味において、社會學に關係を有する文献であり、それが政治學的文献または經濟學的文献であつても、社會學的文献に貢献したと認められるものは擧げて置いた。かゝる基準によつたので、筆者の知識不足によつて、擧げらるべくして、脱漏してゐるものも多いかと思ふ。それに雜誌論文は全部省略せざるを得なかつた。これらの點に關して、同學諸賢の御援助によつて他日この年表が完成せらるゝときを期すものである。これは、まだその第一歩に過ぎないものである。

明治三年

加藤弘之 眞政大意
ミル 自由之理 中村正直譯

社會學關係邦文文献大要

明治四年

ミル 自由之理 中村敬宇譯

明治五年

ブルンチユリ 國法汎論 加藤弘之譯

明治六年

ギルレット 共和政治 中村敬宇譯

明治七年

加藤弘之 國體新論
シモン・ヒッセリング 表記提綱 一名政表學論 津田眞道譯

明治八年

福澤諭吉 文明論之概略
ミル 彌兒經濟論 林、鈴木譯
モンテスキュー 萬法精理 何禮之譯
ビーデルマン 立憲政體起立史 加藤弘之譯
ギゾー 西洋開化史 室田充美譯
ミル 代議政體 永峰秀樹譯
カスバル・ホプキンス 萬國政體論 三册 箕作麟祥譯